

## 流山市市民参加条例第5回検討委員会会議録

日 時：平成22年3月20日（金）  
午後6時30分から9時まで  
場 所：市民活動センター 大会議室

### 出席委員

伊藤委員、梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員  
管原委員、内藤委員、野路委員

### 欠席委員

田口委員

### 市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

### 傍聴者

2人

### 事務局

倉田コミュニティ課長、高橋課長補佐、兼子課長補佐、  
樋口係長

### 議 題

- （1）市民参加が不足している現状について
- （2）市民参加の意義と必要性について
- （3）今後の論点及び部会編成について

### 議事内容

（事務局）

皆様こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから流山市市民参加条例第5回検討委員会を開催いたします。

では、委員長、よろしく願いいたします。

(委員長)

開会に先立ちまして、傍聴の申し出がありまして、それを許可いたしたいと思えます。傍聴者2名。

本日の出席状況ですが、欠席の申し出がありましたのは、G委員と、H委員のお二人です。それとDさんが間もなくお見えになるのではないかと思います。出席者7人、欠席者3人でございますので、流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づいて、半数以上の出席がございますので、会議は成立していることを報告いたします。

では、会議に入りたいと思えますが、今日の議題に入る前に関谷先生から前回の論点整理の修正版と今後のスケジュール表をいただいております。皆様のお手元には事前に届いていると思えます。修正版とスケジュールについて関谷先生からお話をいただきたいと思えます。ではお願いします。

(関谷昇先生)

前回配った論点整理に若干いくつか加筆をしたものです。基本的な趣旨はそれほど変わってはいませんが、今日はそもそも市民参加とはどういうものなのかというラフな議論をするということかと思えますので、この後、本格的に議論するにあたって、改めて少しだけ論点の確認をしておきたいと、交通整理をしておきたいと思えます。

基本的には前回と同じ様式なのですが、お手元のペーパーの、斜体になっている部分が、一応少し加えた部分です。

「市民参加の意義」のところは、この後、議論がなされるかと思えますし、それぞれのお立場でイメージされる内容も変わってくるのかなという気はしていますけれども。

五つ目のところに書いてある、当事者性、現場性、市民が自立しうる環境整備、小さな自治の実現の重要性のところに、少し解説を加えたというのが一つ、ございます。

一つ、参加というのはもちろんいろいろな問題なり課題を抱えている当事者が、自ら発言する場というものを確保していく。基本的には政治行政の部分については代表制というものがとられているわけですが、本当にすべてが、代表されうるのかという問題が、一方ではありますし、もう一つはそのコミュニティにおける協働的なまちづくりということを考えてときに、ここにはこういう問題があるのでということ、市民相互で幅広く共有していくということ、そういう参加というものが必要になってくる。逆に言うと、そういう市民のいろいろな、置かれている状況、求めているもの、必要とされている課題解決というものが一つに集約されて

しまうということが、実はこういう社会には危ないことだということも、少し頭に置いておいていただきたいのです。つまり、すべてが一緒くたに、一律的に物事が進められたということは非常に危ないし、問題もある意味で非常に単純化されて、それに対する解決策もこれでよいのだというふうになってしまうのも非常に危ない。だから地域社会というものは、いろいろな声が出てきて、あちこち向いていて、そういう膨らみのある場とか空間だという、そういうイメージを持っておいていただければというふうに思います。それが同じ民主主義であっても、要するに民主主義というものはみんなで決めることだ、そのみんなで決めることだということが、確かに合意形成をしたり、意思決定したりするときには、一つに決めざるを得ないかもしれないけれども、結局、そこに至るまでのプロセス。その部分がどれだけ多様なものであって、どれだけいろいろなものが出てきて、お互いに議論しあったり、場合によっては対立しあったりということも含めて、そういうあちこち向いているのが市民社会とか地域社会のイメージであって、そういういろいろなものがある中で、多様な議論をして、その上で意思決定をしていく。あるいは、相互協力というものをつくりだしていくということが、参加の一つのイメージですので、その点を加えました。

ですから、よく大衆社会の問題ということが言われるのです。これは大衆社会というものは、そこにも書きましたように、自分や周囲の世界に埋没する傾向ということが、今、非常に強いというふうに言われています。自分の近しい範囲でしか感心を示さない。また、繋がりも持たない。逆にその近しい範囲を越えると途端に無関心になってしまうということが、一つの大衆社会の特徴だというふうに言われているのです。それと同時に、もう一つの特徴というものが、一人一人の自分というものが極めて無力な存在だというふうに考えるのが大衆社会の特徴であって、それがやはり今の時代言い当てている非常に大きな特徴なのです。自分が無力だと思ったら、自分が何を言っても、何をやって変わらない、始まらない、動かないということで諦めムードというものは、どんどん出てきてしまう。それがやはり今の社会を物語っている一つの側面だと思います。そういう自分に近しい範囲の中に閉じ籠ってしまうとか、あるいは、そういう無力感というものが広がっていると、社会というものは凄く危ない状況だということが言われます。さらにそういう状況だと、どんどん公共的なことから人々が離れていって、無関心になってしまう。そうなるとう結局それぞれの人たちが、自分に近しい範囲に閉じ籠ってしまう、無力感を感じてしまう、公共的なものに関心を持たない。そうなると同じ民主主義の中でも、そういう社会の中だとある特定の力を持った人、それがいい人とは限らない、そういう人が出てくると、もうやりたい人にや

らせておけばいいだろうというムードになって、その社会は一気に振り子の  
ように振れてしまう。これがやはり、今の社会には非常に怖いことなのです。  
民主主義社会でそれが起こってしまう。ですからこういう参加型のまちづく  
りというものは、そういう社会が右から左に一気に動いていってしまうとか、  
一つの考え方に集約されてしまうような、そういうものをくい止めるとい  
いますか、民主主義というものが一つに修練していかないような、そういう社  
会づくりへの挑戦だということも、念頭に置いておいていただければと思  
います。それはまた、後でいろいろ議論が出てくるかと思いますが、それをち  
よっと加えたということです。

それから2と3のところは、それほど加えてはおりません。

2枚目の「地域コミュニティへの参加」というところ、中より少し上のあた  
りですけれども、先ほど申し上げたように、市民社会とか地域社会というも  
のが豊かになっていくということは、その政治とか行政の領域にすべて回収  
されるものではないということもイメージしておいていただきたいのです。  
社会というものは、とにかく無限に広がるいろいろな可能性というものを持  
っている空間なわけであって、その中でイメージとしては、政治とか行政を  
つうじて、解決すべき部分と、それから市民が相互に協力していろいろなも  
のをつくり出していく、相互に支えていく、それを繰り返し広げていく部分と両  
方あるのです。それを政治・行政の問題だけだと言ってしまうと、市民社会  
の行方は途端にしぼんでしまう。これはよくない。ですから、政治・行政参  
加という部分と地域コミュニティへの参加の両方が必要だということ、改  
めて強調しておきたいところですので、そういう二つの側面があるとい  
うことを改めて申し上げておきたいのです。その上で、3の部分は地域コミュ  
ニティへの参加という部分。

もう一つは4と5にあるものですがけれども所謂、政治・行政プロセスへの  
参加という大きな二つがある。

まず、4の「行政プロセスへの参加手法」というものは、一般的にどの自  
治体でもつくる市民参加条例の主だったものが入っています。「市民参加を組  
み込んだ適正さの維持及び外部評価」という部分で、基本条例とのかかわり  
で補足してあるところがありますけれども、基本的には前回申し上げたとお  
りでございます。

もう一つは5のところに「政治プロセスへの参加手法と制度的保障」とい  
うことを論点としてあげておきました。行政参加と同時に、議会参加とい  
うものも、市民参加の中には、論理上は組み込まれるものであって、これをど  
う考えるかです。特に議会参加のイメージがなかなかつけづらいところもあ  
るのかもしれませんが、どういうイメージかといいますと、例えば、

本議会や常任委員会への傍聴というものが、一つの議会参加です。それから一般議会に市民が登壇するとか、市民が提案するというのも、議会参加の一つの形ということで指摘されております。それから地域単位でタウンミーティングとかシティミーティングといわれているようなものですが、地域単位で議会報告を行う。これも一つの議会参加の形であります。あるいはもう少し砕けたような形で、課題共有を目指した懇談会というものも、例えば議員主催で行うとか、あるいは市民主催で議員の方々に来てもらうとかということも一つのイメージとしてはあり得ると思います。それから議会モニター、議会への政策点検それからパブコメ、それから参考人制度。これも前の地方自治法改正で一つ、明確にされた論点なのですが、議会が参考人を呼んで議会で話をしてもらおう。私もついこの間、とある自治体委員会に呼ばれて参考人でお話をしてきましたけれども、そういう制度というものも活性化させていくということも、要するに専門家や市民が参考人として呼ばれるという意味での議会参加のイメージですし、それからその下に諮問会議や政策研究会ということを書きましたけれども、議員が政策というものを、議員立案のものとしてつくっていくということも、一つのあり方として今、問われているわけですが、そういったときに議員もいろいろな市民や専門家を呼んだ政策立案というものもあるというふうな形で、議会に地域が参加していくといったようなことが、議会参加の基本的な手法として考えられているところです。例えば先進例としては、四日市や伊賀市、そういったところでは、こういった制度が少し取り入れられているところがあります。栗山町などもそうです。ですから市民参加条例ということで、行政プロセスへの参加ということもそうですけれども、議会参加ということも、流山市の場合には、ほかと違って議会基本条例が存在しているわけですから、それと併せて考えていくということも、当然あり得ることという意味で、論点としてそこにあげておきました。

とにかく大きな枠組みとしては、行政・政治プロセスへの参加のあり方。それから手法・制度というものをどうするのかということが、一つの大きな軸に。もう一つはコミュニティのあり方を含めた、コミュニティに市民がどう参加していけるのか、どういうことが可能なのかという部分の柱と、大きくその二つに分けるといふふうに考えれば、前回この委員会で承認された、部会制もその大きな二つの柱を立てながらやっていけるのかなというふうに思いますので、そこに結びつけるような論点整理ということで確認いただければと思います。

後、私の個人の考え方としては参加というものは、先ほども言ったようにすべてが政治・行政に覆われてしまっはいけないと思うのです。ですから

常に政治・行政の領域と非政治・行政の領域というものを分けて考えるという頭を持っていないと駄目なわけです。この区別というものが、なかなかなされていないのが、ほとんどの自治体の状況なのです。ですから非常に混同された議論がなされているところがありますし、コミュニティで非政治的な形で、市民相互の連携というところの話をしているところに、政治の話なんかが出てきてしまうと、一層違う議論が混在してしまって、なかなか、上手く、何が問われているのかということが、皆さんの中で了解されないという事例は、多々ありますので、論点としては、そこは区別しながら考える。もちろん論理上は繋がっているわけですがけれども、議論の仕方としては分けながら考えていったほうが建設的かなというようには考えていますので、そこも含めて後ほどご意見いただければと思います。

それからもう一つは、何で議会の問題が前回、私のほうに出なかったのかといいますと、今、民主党政権に代わって、地方自治法の抜本的改正という流れが動いているのです。ですからこれがかなり早い日程で動くのではないかなというように予想はしているのですけれども、もしそれが本格的に進むと、どの自治体でも自治基本条例をつくらうという流れにはなっていくと思います。

同時に議会はどうなるかという、これもいろいろな議論が出ていますけれども、今、政権で論点として提案されていることは、一つは議員定数の枠組みを廃止するということ。

もう一つは、行政の要職に議員が就くという発想です。つまり例えば、部長職に議員が就くというイメージ。これは成功するのかわかりませんがいろいろな議論がなされているところなのですけれども、それはどちらかというと地方自治体は今、二元代表制で成り立っていますけれども、議院内閣制に近づけようという、今の民主党政権で議論されている論点の部分なのです。それがいいのかわかりませんが、私も疑問を持っているのですけれども、基本的には二元代表制でいいと思っているのですけれども、ただ、今の現政権でそういうことも議論されて、そういったことも含めて、地方自治法というものは、かなりこまめにこれまでも修正は重ねてきているのですけれども現政権ではかなり抜本的な改正になりそうですので、そのへんとの関係を見ると、この段階でどこまで踏み込むのがいいのかという、スケジュール的な意味での迷いがありましたので、前回、論点には加えなかったのですけれども。もちろん自治法が変わったとしても、あくまでも流山市は流山市で行くのだというようなスタンスで行けば、基本的には問題はありませんが、仮に齟齬が出てくるようなことがあれば、また条例を改正する、流山市の条例として、見直しを図っていくというように考えれば、そのへんは特に問題はないように思い

ますので。一応、地方自治法のこれまでにない抜本的な改正が、今、国レベルで進んでいるということ、情報として提供しておきたいと思います。

最後に「今後のスケジュール」ということで、前回の委員会のときにも今後、どれくらいのスパンで考えていけばいいのかということがありましたので、これは本当に事務局と詰めて考えたものではありませんので、とりあえず、このような感じで進められるかなという、私なりにイメージしたものですので、もちろん、修正していただいても構わないのですけれども、とりあえず叩き台ということで提示させていただきました。

では、今日が第 5 回ですけれども、ここで基本的な参加をめぐるイメージを含めた議論をして、その後、もし部会制ということになれば、まず、委員会は大体、月 1 回くらいのペースで 3 月、4 月、5 月、6 月、7 月くらいまではいけるのかなと、今のところ伺っているスケジュールに合わせて考えています。委員会全体として開ける回数なのかと。後は、その間に部会を設けて、前回、確認されたようなものいけばコミュニティ参加部会、それと行政議会参加部会でそれぞれ集中討論というものを行って行って、その進捗状況をこの委員会で報告いただきながら、全体についての議論をしていくというようなイメージで 3 月から、4 月、5 月、6 月くらいまで進められるのかなというのが一つの案です。

後、終わりをどうするのかということで、これも進捗状況いかんで伸ばさざるを得ないということになり得るかもしれませんけれども。例えば、6 月から 7 月あたりに、とりあえずのイメージというものをまとめて、この委員会でどこまでやるのかということになりますけれども、この委員会で折角、議論したことを条文にも反映させていただきたいわけですから。例えば条例をつくるということは、条例のフローチャートを必ずつくるのです。そういうフローチャートもこの委員会で少し議論をしてもいいのかなというように思いますので、一応、もし可能であればということを入れてあります。それからそういったフローチャートを含めた上でこの委員会として提言書というものを、大体 7 月くらいにまとめるのが、現段階でのスケジュールではぎりぎりなところなのかなと。7 月末あたりにそういうフローチャートというものも含めた上で提言書というものを出すということが一つです。

この後の条文の起草作業というものがどう進むのかは、事務局の考えはあるのだと思うのですけれども。その辺も今後の確認いかんということだと思うのですけれども、起草作業をどうするのかという部分とそれから議会に関することを盛込むのであれば、議会との意見交換ということも、当然必要になってきますから、そのへんが大体 8 月、9 月くらいのイメージです。これも例えばですけれども 9 月あたりに、もう 1 回この委員会を開いて、その起草

作業で出来上がった条文案というものを、この委員会でまた少し議論するといった場があってもいいのかなということがとりあえずの提案です。

そのあと、パブリックコメントが10月、11月。そしてパブリックコメントを踏まえて12月に可能であれば、またこの委員会で最終的な確認をする。

その後、年明けの議会に提出するということが、今の確認されているスケジュールの中ではぎりぎり最大限できることかなということがとりあえず、私からの提案ですので、これも含めて議論していただければということで、提示をさせていただいた次第です。

私からは以上です。

(委員長)

どうもありがとうございました。

それでは、今の関谷先生のお話を基に、今後も議論を進めていきたいと思えます。

お手元の議論で、議題としては

- (1)「市民参加が不足している現状について」
- (2)「市民参加の意義と必要性について」
- (3)「今後の論点及び部会編成について」

というものがあります。

さらに今の説明の中に「今後のスケジュール」というものも含まれておりますので、これも入れていきたく思います。

最初に、「市民参加が不足している現状について」ということになっていまずけれども、先ほど先生からお話いただいた「市民参加条例をめぐる基本的論点」というところで、この1の「市民参加の意義と必要性について」というところを踏まえて、市民参加ということについて、前回の終わりのときに次回に1時間でこれをきちんとやろうというお話になっていますので、これをやっていきたいと思えます。

それで始める前に、事務局から申し出がありまして、この議論の状況を板書、つまりホワイトボードに書いていただけるということで、そのホワイトボードを参考にしながらこの議題の流れをスムーズにやっていきたいというように思えます。板書について何か異論ある方はいらっしゃいますか。では板書をやっていただくということで兼子さん、よろしくお願ひします。

(C委員)

一ついいですか。今、委員長はこの論点の1について参加の意義というこ



とだったのですけれども、前回の議論では不足している状況の、この前のペーパーがあり、そこを少し掘り起こそうという話があったのだけれども、要するに参加の意味がわからないとか、地域問題に関する情報が少ないとか、地域における交流の場が限られているとか、参加の機会云々という。

(委員長)

だから市民参加ということですから。

(C委員)

だからこの後のことではなくて、前の資料を見ていただきたいと思います。

(委員長)

はい。それで特に前回、Iさんのほうから市民参加についての問題提起があったと思うので、今日の関谷先生の説明を聞いて、さらに何か確認なり問題提起なり。

(I委員)

内容というか……

(関谷昇先生)

その前に一言だけ。ごめんなさい。「市民参加の意義」はあくまでも僕の視点で書いたもので、基本的には前回も確認されたと思うのですけれども、皆さんに出していただいた参加の不足している状況というものも、もう少し具体的な事例や文脈に即しながら確認するということと、その中で、何で参加が必要なのかということ、ちょっと皆で確認しましょうということだったと思いますので、僕の提案したものをめぐるということではなくて、あくまでもその文脈に即して皆さんなりに疑問に思っていることや確認したいことを出し合って、議論はしていただくということがよいと思いますので、そういう趣旨でお願いします。

(I委員)

前回の、まず、僕が1番のところをしっかりとやりたいということは、市民参加がどういうものかといって、今、話をしていただいたようなところを理解する部分と、前回のところだと箇条書きで書いてある、市民参加に対するイメージは乏しいですとか、参加することによって何がどう変わるのかですとか、ここにあるようなことの中で、条例に盛り込まないといけないという

ことを出していないといけないのではないかというようなイメージで僕は考えていまして。例えばここに参加することによって何がどう変わるのかわからないとか、誰に、なにをいえばいいのかわからないということは多くあると思いますので、逆にこういうところが参加することによってどう変わるのかというところを、まず条例の提案書の中に入れていくとか、誰に何を言えばいいのかわからない部分の、そこの誰というのは、誰のことで、こういうような言い方をすればいいとか、意見箱のようなところに書けばよいとか。何々課がそういう市民の参加に関することの受付をするという、具体的な細かいところまで書くのかはわからないですけれども、どこに言うというところを、提案書の中に入れて言ったほうがいいのではないのかというように考えているのですけれども。

(E 委員)

いいですか。I さんに質問なのですけれども、少しここで理解できないのですけれども、この間のお話と今日のお話で、違うのか同じなのかはわからないのですけれども、例えば、市民が参加するイメージとは何なのかとか、参加することによって、何がどう変わるのかみたいなことを、条例の中に入れるか入れないかを検討したほうがよいということですか。

(I 委員)

そうです。僕はそのつもりで話をしている、2つ分かれていたのです。

(E 委員)

いいですか。この間の私が話を聞いた話では、そこまで、かなり相当にいった印象があるのです。この間のIさんの御発言は、そうではなくてもう少し参加条例とおり盛込む前の、私どもも含めて、いろいろな勉強みたいな、もう少し理解を深めた上でそこに入っていったほうがいいのではないのかというように私は聞いたのです。それが今日、早くもそれは、なしにしてしまって、具体的に検討してそれを条例に入れるのか、入れないかみたいなことをやったらどうですかというように聞こえたのですけれども、そういう理解でよいですか。

(I 委員)

その理解でよろしいです。私が前回、話をしている、Hさんとかがおっしゃっていたところの、ここについて深く知りたいというところという話と、僕が話をしていたのは、いきなり、前のペーパーの3番、4番のコミュニテ

ィなどの話をするのではなくて、市民参加というものは、何が参加なのかみたいなどころ、この1番のところを議論するということは、1番のところでは提案するようなものを出すというようなイメージで考えていて、議事録を僕のほうでも、いただいてから読みましたけれども、その部分の議論がごっちゃなっているのです。

(E委員)

Hさんが言っている、分らないということと、Iさんとは少しその意味が違う。

(C委員)

議論が二つあったのです。だから市民参加というものは、要するに私の定義としては、まちづくりを市民が主体になって能動的にいろいろなところに作用を及ぼして、より良いまちづくりを実現するということが市民参加かなと。その中に先生がまとめてくれた、コミュニティ参加、行政参加、議会参加があるのかなというように私は考えています。

(E委員)

私は他市の参加条例をネットで調べてみたのです。先生は御存知かもしれませんが、最低限入れなくてはならないことなのかなと私なりに理解しているのですけれども。それはこのホームページを見たときに、大体、決まっていますので、私はそれでいいのかなと思うのです。そっくり真似してしまっても。ただただ私も最初の冒頭のときに、何回もお話しているように折角、関谷先生に入っていて、流山らしいほかの市にはない、実効性がきちんと、担保されるような。条例が決まったはいいいけどやらなくては結局、条例があるだけで、市民参加という実が収穫できないというようなことが、過去にも私の経験で流山市ではあるのです。計画はつくったけれども、その計画を一向に誰もやらない。そういうことでは困るので、そのへんをしっかりと担保できるような。そのへんを言い換えるならば流山らしいという言い方なのですけれども、そういうものを新たに盛込む。その2本があるのではないかと。普遍的にどこでも通用するような、最低限これはしなくてはならないみたいな中身と、それから、ほかの市とは関係なくやっているか、やっていないかは別として流山市らしい何か新しいことを流山市として、先ほども言ったような効果を、目的をきちんと果たすような内容のものを考えるという、私の考えは大きな2本の柱で成り立っているのですけれども。

(C委員)

私も実は、八つの市の比較表をつくったのです。つくったら大体、同じなのです。やはり特色のあるところはあります。要するに先生がおっしゃっているコミュニティに非常に詳しく書いている市もありますし、そんなの全然関係ないよという市もあるし、行政参加に特化している市もある。それから住民投票まで含めて、きちんとやっているところなどいろいろあるので、もし、あれでしたら、参考までにお出ししますけれども、一応、八つの市の比較表は作りました。それで私がこれを話してはまずいのですけれども、行政のいろいろな政策立案過程でこの参加手法は必ず書いたほうがよいと。私はそれを入れたいのですけれども。その話、何かやりますけど。

それで一応、この八つの市の条例は全部、デジタル化してありますので、もしかしたら差上げます。

(E委員)

もしあれでしたら、Iさんもね。一つか二つの市の参加条例を見てみると、大体イメージできます。こういうものが参加条例といわれているものなのだなというか。そうすると、どの程度、細かく入れるのか、このへんまでで終わりなのか、そのへんの程度のことともわかるし、大体イメージができます。それを持っていていただいたほうが、議論が噛み合いやすいのかなというように思います。

(C委員)

後、市民参加の必要性や意義というものは、私は流山市の行政の意見も聞きたいのです。逆に、自分たちがどう評価しているかという。先ほど議会にいろいろ聞くというスケジュールがあったのですけれども、私はもっと前に行政のヒアリングもしたほうがいいのかなど思っているのですけれども。行政は恐らくいろいろな参加手法を用意しています。使っていないだけで、知らないだけですかというのかなという気がするのです。だからあるのです。ただ、私の意見は法律的な基準がなくて、恐らく各課の裁量に任せられる部分があると思うのです。それでなかなか目に見えていないところがあるのかなと。ですから、いろいろな手法は用意しているのかなというように私は思っています。

(E委員)

Hさんの、この間の何も困っていないですよという、話をしていましたよ

ね。何で今頃、市民参加なのですかという。それについて答えになるかどうかはわからないのだけれども、お話をしようと思っているのですけれども。私も長年、行財政改革審議会の座長を仰せつかってから、行政の方々とお話をさせてもらって、それから普段も、いろいろな形でお仕事させていただいているので、いろいろなことがわかってきたし、感想もいろいろあるのですけれども、よいことも沢山あるし、そこには真面目に行政業務に勤しんでいただいているのはよくわかるのですけれども、先ほども言ったように、計画をつくってしまうと、終わりみたいなこともあるのですよ。

それからもう一つは、今、いろいろの手法が市民参加で、審議会とか何十もあるわけです。そういうように、きちんと用意はされている。だから市民参加がかなり進んでいますみたいなのところがあるのかもしれませんが、私に言わせるとエクスキューズになっている。アリバイづくり。市民から御意見をいただきましたと。どうもきつい言い方で申し訳ないのですけれども。全部が全部とは言いません。そういうものがちらちら。衣の下から鎧が見えるのではないのだけれども、ちらちらと伺えるのです。そのようなことなので、先ほど先生のほうからいただいた、議会参加なんかも、そういうどうしてもやらなくてはいけないという実効性を担保するには、かなりよい手法かなと思うので。そういうことも入れ込んだ上で、私が言いたいのは実効性のある条例にしたい。もう市がどうしてもやらなくてはならないのだと。市長変わろうが、誰が変わろうが、やらなくてはならないというような、実効性のある条例にできればしたいなど。それが流山らしきになるのだと思うのです。そのような気がしています。

#### (C委員)

必要性でいえば、結局市民というか、先ほどいろいろな意見をして、あるベクトルがあってはいけないという話だったのですけれども、やはりある程度、民主主義の世界ですから、まとめるという作業は必要なのですけれども、行政とか議会の独善的にやっている部分がないかと。それが要するに市民の目線で、市民参加を進めていけばもっと身近な政策の優先順位とか、そういうものを反映できるのではないかと。そうすると、今日、Hさんが来れば、例えば車に乗っていれば、道路が狭いからとか困っていることはないかと聞こうかと思ったのですけれども。そういう課題があるはずなのです。優先順位の問題はありますけれども、それを本当に自分たちが実現するにはどういうようにやるか。それを市民参加で解決するとか。それがそういう必要性に繋がってくるのではないかというように私は思います。今日、Hさんがいないのは残念ですけれども。

(委員長)

今までの話、Iさんのほうからは。

(I委員)

そのとおりだと思うのですがけれども、今、話をしていただいたような内容で方向性か何かをつくっていくということですか。

(委員長)

といいますか、恐らくこの方向性については、その前文のところにくられるものだというようには思いますけれども。それをベースに参加条例全体の流れを考えていくというか、具体化していく。

(C委員)

私は1回行政の意見も聞きたいということが、率直な気持ちなのです。行政は今、どう評価しているのか。この前、パブリックコメントと審議会の話はしていただいたと思うのですがけれども、恐らくそれ以外にも沢山の参加をやっていると思うのです。そこらへんを1回、現状として説明していただいて、行政はどういう問題点を抱えているのかというものも聞いて。結局ここに現状の問題点が不足しているところがあるから、それを直そうということで、参加条例の内容を、そういう面を中心に直していこうということもあると思うのです。

(G委員)

済みません、いいですか。先立って、市役所の窓口で窓口業務に対する意見がありました。意見を受け入れるポストというのですか。ああいうものも一つの参加です。ああいう目に見える形というものは、私たちがとても理解しやすいです。それから窓口に対して、自分で好きなようにその場で書いて、意見を言っていくという。そういう考え方でよろしいのでしょうか。

(E委員)

そういうものも一つです。いろいろある中の一つです。

(C委員)

後、できるだけ参加というものを広くとらえて、相談しに行くのも、一つの参加というように考えれば。

(E委員)

それはいろいろなことがあってよいと思います。ただそれを聞いただけではなくて、箱に入れたけれども、お手紙出したけれども、聞いておきましたとあって、そこから先が全くないことが、結構あるのです。それを受けたら最低限、検討をして返事をするとか、あるいは、こういうことではいけない、あるいは、これを審議するならば市民会議みたいな行政が入ってもいいけれども、審議会みたいなものを設けて、そこで検討をするとか。それは逆に決まったやつだから何にせよ実行しなくてはいけないとか、そういうように繋がっていかないと、ただ市民の意見を聞いて、我々も言いつ放し、行政のほうも聞き放しで終わってしまうのではないかということが、私の一番心配なところなのです。

(C委員)

前の関谷先生の応答の関係というものが、非常に大事だと思うのです。それでお互い討議やディスカッションをしてやったら少しずつ上に上がっていくという。その応答の関係というものを、私はキーワードにしたいと思います。

(E委員)

先ほど、先生もおっしゃったように、だからといって市民が言いたい放題言う。それでわーわー言って、やっていくのではおかしいし、今みたいに市民がいろいろな機会をとらえて言うけれども、来ましたというだけで、では何もやってくれないこともおかしいし、何かもう少しディスカッション、コミュニケーションが図られても、論議してもいいのかなど。そして形として求めて、政策化してもらいたいと、そのような気がするのです。そういうことができるように条例の中に入れ込めればよいと思いますけれども。

(G委員)

やりっぱなしではなくして欲しいです。

(C委員)

後、もう一つ気になっていることは、市民参加、市民参加、沢山やっていますよと言いながら、特定の人意見ばかり聞いているのではないか。何か頼みやすく、そういう人にばかり聞いている。ですからもっと私は広く聞けるような仕組みづくりや環境づくりを前提として、この参加条例の中に。

人、もの、金、情報、仕組み、システムというものから考えてそういう市民参加条例を上手くやるための基盤づくりというものを、この論点の中に入れてたいと思っています。

(委員長)

4番目、「行政プロセスへの参加手法と制度的保障」ということで、先生のほうで、今現在の流山でということではなくて、「アンケート」から「ワークショップ」、次のページに「パブリックコメント」から、「懇話会」「オンブズマン」、「外部評価」、「その他」、この中には、先ほどお話があった窓口ということも入ってくるかもわかりません。こういったものを一つ一つのながれといますか、先ほどの応答ということも含めて、それを具体化していくと、少なくとも、「行政プロセスへの参加手法と制度的保障」ということで固まってくると思うのです。

(E委員)

今、いろいろおっしゃったような手法があるのだけれども、単発に動いているだけで、有機的に結びついていない。従って、システムになっていないのです。本当にマンパワーではないけれども、一つ一つが動いているだけであって、それがきちんとしたシステムになっていないから、結果が保障、担保されないということが、現状の問題点の一つではないかと思います。

(C委員)

それと各課の裁量に任せる部分が多いと、どうも各課によって参加手法のとり方が違ってしまうので、そこは条例できちんとしたいということが、私の個人的な見解です。

(E委員)

これは進めていくうちに、そういう話になるかもしれないのですけれども、忘れないうちに言っておきたのだけれども、今、行政の仕組みとしては縦割りです。これは今の法律的な仕事をしていく上ではよい仕組みなのかもしれないけれども、これだけ市民のほうのいろいろな行政に対するニーズが多様化してくると、やはり国会何かでも言われていますけれども、横断的な考え方で解決していかないと駄目なのかなと思います。ですから例えば福祉の世界でいえば、障害者と高齢者と家庭の奥様と子どもさん、みんな、ある政策で解決できるという問題があると思います。ところが今、それをやると、いや、それは福祉部としてはそうかもしれないのですけれども、その場合、障害者支



援課長は、それは障害者が入っているけど、高齢者ではないの？みたいなことで結局の所縦割りでは有耶無耶になってしまうのです。ですから私は部長のほうに申し上げたことがあるのですが、これは福祉部長のプロジェクトですよと言ったのです。福祉部長なら全部を統括しているのですから。そういう考え方で、横断的プロジェクトという発想みたいなものがこの中に一つ入ってこないといけないのかなという気がします。

(C委員)

それにさらにつけ加えると、高齢者の福祉といいながら、交通安全の問題とか、そういうところまで絡んでくる。本当は福祉部長の段階ではなくて、全庁的に横断的にやってもらうと一番よいのかなと思っているのです。

(E委員)

市民生活部も安心安全課があります。あれも道路交通だとか交通だけではなくて、住んで安心暮らしかから安心みたいな安全安心みたいなものがあると思うので、そういうことになると、そこまでやはり絡んでこないといけないのかなという気がします。

(C委員)

それからEさんが、この間おっしゃったように、縦割りではなくて。

(E委員)

横断的な発想というのは必ずこれから絶対必要です。

(委員長)

私の個人的な意見を含めて言わせていただきますけれども、市民参加というものは、どちらかというところ、行政から見た市民参加という、そういった色彩がほとんどのところで強いのですけれども、今、流山で取り組もうとしているものは、市民視点で見た市民参加といった形に持っていければいいなという流れがあると思うのです。市民から見た市民参加というものはどういうものかというところ、前回、話しましたように2、6、2の6の人たちが行政に関心を持っていない。その人たちにどう関心を持ってもらうかというときに、そういう市民参加という場をつくることによって、この関心が芽生えて、そして参加に繋がっていくだろうと。そここのところを仕組みとして、どうつくっていくかというようなことを、考えていくということなのです。ですから市民参加といっても、いろいろな自治体によって、そのとらえ方、その受け

止め方、それに対してどう提案していくのかという内容は違う。流山としての市民参加というものを、そういう位置づけで持っていければいいなというようなことではないかと思うのです。これはそれぞれ、意見は異なると思うのですが。私はそういうふうに考えています。

(J 委員)

先ほどの皆さんの話の中から、皆さんがそれぞれどういったお話をされているかというように、私自身も受け止めていたのですけれども、私もどちらかというところ、そもそも参加ということ自体に対して、自分に埋没してしまっている人が、果たして、何をやったら参加という気持ちを本当に生み出すのかなど。そういうような人たちが、今、委員長が言われたように、例えば、6割もいたということになってしまうならば、それは冒頭に言われているまちづくりということに向かっている、一つの参加というものを何とか具体的に具現化していきたい、そのための基本となる条例をつくっていきたくと、そこまでに至らないのではないかと。先ほど言われているやり方というものを、ある意味では対極的な一つのターゲットみたいなものがある、そこを上手くすれば、仕組み上、上手くいこうという期待感もあるし、当然、われわれがゴールするところに向かっているものであると思うのですけれども。ただ何故、参加というものが無いのだろうか。もう少し掘り下げた気持ちというものがある。折角、我々が中心になって、何かを作ろうという気持ちがあるのであれば、そういう人たちの意識とか、そういったものがどういったところにあるのだろうかということを、少し考える時間というか、そういったものが必要なのではないのかなと思っているのですけれども。

(C 委員)

それが先ほど忘れていた環境という基盤づくりかなと思うのです。私は極論を言えば、衣食が足りないと、下手すると、こっちへ向かないのかなど。だけれども、どうしても必要なニーズについては参加するのかなという考えはあるので。少し考えがまとまらないので申し訳ないのですけれども、余裕があってやるものでもないかなという気がしますけれども。

(E 委員)

要するに感じているのは、Jさんの言われた、大勢の人たちが参加できるような環境をつくっていくみたいなことだと思うのですけれども、今、たまたまでございますけれども、こちらのコミュニティ審議会が終わって、15小学校区でまちづくり協議会というものをつくろうという動きが出てきてい

るのです。

それでもう一方、先生の論点整理の中で、一番大事だと思ったことは、課題発見システムをどうつくるのか。すべてのスタートは課題発見から始まる。これがないと市民参加が起こらない。必要性がないので。まず、課題をどうやって発見するのか。それを行政と市民がどう共有していくのか。そこだと思ふのです。それは地域の課題ですから。一番小さい地域はコミュニティと自治会だと思ふのですけれども。町内会だとか。それを少し大きくしたいとまとまったものが小学校区くらいだと思ふのですが。そういう小学校区での地域の課題みたいなものが、みんなでいろいろ言っ、発見されて、築いて、提案されて、それを行政も一緒になって検討して協働でやっていきましようとか、あるいは、この部分は市民が、この部分は行政がやりますとか、あるいは協働でやましようとかみたいな解決策が出てくるような動きが出てくると、かなり身近な話になりますので、参加していこうということになるのではないかな。

それからもう一つは、こんなことがあっては困るのですけれども、この間、何かの本を見ていたら、7人の侍とNPOみたいな話があって、黒澤明監督の7人の侍ってありましたね。あれは地域の課題が野党に襲われて、生命・財産まで奪われかねないという地域の重大課題、共通課題があって、けれども自分たちだけでは、これを解決できないというので、NPOである7人の侍と契約をして、お願いをして解決したという。あれはまさに地域コミュニティとNPOとのコラボレーションで、協働の参加のあり方の一つだみたいなことを言っている方がおられましたけれども。本だか新聞だかを読んでいてありましたのですけれども。例えば私が住んでいる所ではね、常磐自動車道がちょうどこういう自治会の、当時350、今は、500ですけれども、自治会の真ん中をズバッと通ったのです。私の家のすぐ真実なのです。引越して10日後くらいにわかったのです。そしてその地域ぐるみで丸々10年間、住民運動をやったのです。おかげさまで全国で初めて高速道路の上に公園ができて、今はほとんど、真夏の夜に窓を開けておくとしーんと音が入ってくるくらいのもので、騒音と排ガスと粉塵の三つを24時間、365日監視しているのです。市役所にデータがあっておもしろいなと思っ分析して、そういうような財産とか生命とか、財産価値が下がる、子どもたちが喘息になるみたいな、そういうような似たような大問題が起こると、凄くまとまります。何かもう少し小さくてもいいから共通課題が見つかってくると、かなり身近なことになって、みんなが参加してくるみたいなことになるのではないかな。

(J 委員)

そういう意味では、また話をぶり返して申し訳ないのですけれども、前回、今日は欠席されているけれども、不満がない、ということの意見です。そのことが凄く象徴的だと思うのです。

(E 委員)

なんで、今頃、市民参加なんて言うのですかなんて。

(J 委員)

ですから、そういう人の気持ちを今日は期待していたわけなのですけれども。そこに我々がまた少し考えていかなければならない、先ほどおっしゃられた、逆に言えば課題が出てくるのではないかと思いますけれども。たまたま、答えを強要したから、あの人の問題ではなくして。一般的に、こちらが強要すると「いや何もありません」ということが、しいての日常生活の中で、結局無関心という振る舞いになってしまう。

(E 委員)

今、特に何も困っていないですよ、多分。

(J 委員)

そういう考えからすると、先ほど先生が言われた、少し触れておられた、我々が共同体で生きている社会生活そのものが、きちんと維持できるのか、できないのかということは、やはり強要するのではなくて、どこかで、日常の中でそういうものを感じてもらうような機能というものを、常時、植えつけてという言い方は失礼かもしれないけれども、そういうものが常にあれば、そこに触れていれば、その方も必ずしも無関心ではいられなくて、何か関心を示す、喚起できるというものが、もしかしたらあるのかなと。今すぐ、条例の問題まで行き着けるかどうかは無理としてもです。

(E 委員)

それを考えるベースには、凄く大事だと思います。

(J 委員)

ですから、そういうようなところも、本当はもう少しやはり、これは分科会まで掘り下げる話になるかわかりませんが、そういうような論議というものも、もっと出てきてもよいのかなと思ったのですけれども。

(D委員)

済みません。遅れてきて申し訳ないのですけれども、多分、皆さん話されたかもしれないのですけれども、ほとんどのメンバーはかなりいろいろな形でやって入っていらして、そこらへんはわかるのだけれども、IさんやFさんのような若い方というものは、多分、こういう形で市の開催する催しや、そういうものにかかわったことがないと思うのです。そのところで、自分と市というものが、物凄く遠い存在だったというか。そのへんはどうか。そのへんはどうかということ、多分お話されたかもしれないので、申し訳ないのですけれども、そのへんの部分から、コミュニティとは一つ大事なもので、地域の共有課題があるのだけれども、彼らというか、その別の世代は、多分コミュニティも共有していないし、共有できる課題というものが、また違うのではないかと思うのですけれども、そのへんはどうかかなと思うのですけれども。

(I委員)

そうですね。僕なんかは本当にそういうものに参加をしたことがないので、何も問題がないということも、そう考えるとところもありますし。しかしそれは多分、先ほどEさんがおっしゃったように、まず問題発見というところが大事で、何が問題かさえもわかっていなくて。例えば、今言ったみたいに高速道路が前に通るといったときに、ひょっとしたら、僕なら何が問題かということもわからなければ、通るのだからしょうがないかと考えてしまう可能性もあって。それを行政に伝えて住みやすい環境にして欲しいというように言えるかといった、そういった問題に気付くことができない部分が、ひょっとしたらあるかもしれないです。たしか東京の亀有のあたりですと、銀杏並木が凄くあって、秋になると落ち葉でブレーキ時に滑るから、それを市役所が必ず掃除をしているというような話をしている、ひょっとしたら同じような現象が流山市や、僕の身近でもあるのかもしれないのですけれども、それが危ないという感覚がないこともありますし、危ないとは思っていても、しょうがないなと思ってしまうのか、それとも本当は市役所に伝えてもらえれば、掃除でやることですよという。本当はそれが問題なのに問題として認識しないのかということも、わからない部分が生活の中で沢山あると思うのです。ごみが落ちているなどもそうだと思うのですけれども。ですからCさんがおっしゃったような形で、まず特定の人や、そういうことをわかっている方は、いろいろ市に伝えるのですけれども、一般的に、あまり市政や行政に興味がない人たちや、僕みたいに遠いところにいた人間に関して

は、やはりそういったところで、何が行政で解決できる問題であるとか、どこに言えば解決できる問題というようなものを、今回の話の中である程度、具体的なものを入れていければというように思いました。

(E 委員)

条例というものは、あまり具体性がないと思うのです。そういうことが起こったときに、こういう手法で解決したほうがよいということはいえるのだけれども。今こういう問題が起こっているからということは条例ではないのだと思うのです。そういう意味で条例を1回読んでみたらどうかと思う。参加条例というものを、いろいろな市がつくっているから。ネットで、各市6ページくらいで出ますから、二つ三つ読んでいただくと「ああ、なるほど、条例というものは、こういうイメージなのだな」ということがわかると思います。

(D 委員)

それで、何が問題なのかわかっていないということは、それは誰が解決するかということより、やはり困っていないとか。基本的に自分の生活が全く地域でもなければ。解決しているのでしょうね。会社と自分の生活とで、完結しているのでしょう。

(E 委員)

本当に困らないと、問題意識が想像できない。

(D 委員)

そうすると、先ほどJさんがおっしゃったように市民のほうで、多分、その方たちのほうが多いと思うのです。そうするとそこで何が問題かわかっていない人たちに対しての、市民参加の仕組みを、どのように考えていけばよいのかという、一つのポイントが出てくると思うのです。

(C 委員)

環境や基盤づくりまで含める。

(D 委員)

環境や基盤づくりということもわかるのだけれども、そういう人の、多くのサイレントマジョリティや、サイレントでもないただの定時制住民、とにかくそういう人たちの、そのへんの市民参加の今までの条例を見ると、あま

りそういうことが書いていないのです。とにかく市民参加の手法はとか、こういう市民づくりとかは書いてあるのだけれども、そのへんの人たちを引っ掛けるというのは言い方が悪いけれども、市民であることに目覚めてもらえるような、そのへんは凄く大きなポイントではないかと思います。それで多分、おおたかに来ている人やこれからの新住人は、ほぼ自分の生活に満足するのです。ほどほどの住宅とほどほどの環境を得て。そういったときに、では市政というものは税金を払うだけのところくらいのレベル。そんなようだから、そこはどうかのらうと。

(委員長)

市民参加といったときに、今の「道路に落ち葉が落ちて危ないよ」と。それは行政がやるものだというので、自分に関係ないという現状がよいのかどうか。そこにそういうようになっているから、市がやってくださいとアピールすることが、それも市民参加なのか。いや、それを今度は住民同士でチームを組んで、道路で危ないからチームを組んで処理するのが市民参加なのか。それはそれぞれ見方があると思うのです。しかしそういう市民の形態が沢山ある中で、今何ができるのかということ、考えるようになることがまず大事。それが行動に繋がると、なお町はいいし、そこで大事なものが、行動に繋がったときに、それに参加した人たちが、市がやるべきことを自分たちが嫌々やったのだということではなくて、自分の役割があったと。それでほかの人が困ることに対し、自分が役に立ったのだという。それで誰かから「よいことをやったね」と言われれば、どんどん元気に繋がっていく。私は市民参加の一番大事なところは、市民一人一人がそれで元気になっていくということ。そのところが、究極だと思うのです。

(C委員)

そのとおり。そうだと思うのですけれども、最初に首に縄をつけて、水飲み場にどう連れて行くのかということ、やはり条例に書きたい。

(D委員)

そのところがないと、結局それだけつくっても。それがやはり今まで関係していない人たちが、今回、こういう形で入ってきているところの部分は、やはり凄く大事にして、あまりわかり過ぎていて人たちが、こうこう言うより前に、そのへんの声をしつかりとどうやって仕組みづくりに反映するかということを考えていったほうがいいのかなど。それ以外の問題ということは、割とどの条例も、ほぼあるのです。

(C委員)

よくコミュニティづくりで、イベントから入りましょうということがあるのです。どこかでありました、ボートで川を下って、川岸が汚いから掃除をしましょうというように持っていったとか。ですから直接、「問題点がないですか」と問題発見からいってしますと、なかなか身構えてしまうところもあるから、海老で鯛を釣るではないのですけれども、そういうこともありかなとは思うのですけれども。

(委員長)

Fさんも何か。

(F委員)

やはり自分の生活では、自宅での生活と、大学での生活との二つで、周りの関係というものがなくなっているんで、ほかの人たちと話すきっかけというものが、全然ない状態なのです。それで大学に行っても、今、ゼミを受けていて、そのゼミの中での交友関係しかない。本当に狭い範囲でしかないんで、そういう問題を話し合うという感じではなくやっている。それを考えると、普通に話し合える場というものが必要なのかなと思いますけれども。

(E委員)

ですからもっと生活が楽しくできないかとか、安全にできないかとか、もっと快適にできないかとか、もっと便利にできないかということをおいて、それを日常の中で、先ほどの葉っぱではないけれども、これは安全であるとか、これでは危ないとか、そういうようなことに気付かないと。普通は気付くのだけれども、気付かない人もいますよ。

(I委員)

やはり知らない。先ほどの道路の話ではないですけれども、例えばいつも滑るなど思っていたところが、実は、アスファルトの舗装方法が古くて新しい舗装だったらというようなことがあるのではないかと。それを知っている人たちは出るのかもしれないですけれども。何でも意見を上げてしまっているのかということもあると思うのですよ。

(J委員)

でも今、Iさんの言われたことは一つのヒントになると思うのです。例え



ば、そういうことを知らないということ、知っている人がそういうことに気付くのだろうという話ですけれども、その気付いた人のところに自分が、その仲間になれば、そのこと自体が非常に大事だと思うわけですよ。そうやること自体が、やはり自分たちのまちをよくしていく一歩なのだから、それもやはり参加ということで。大きくいえば。そういうようなものを、今、言われたことは、よいヒントかなと思って。やはりそういうようなものが多く。一番端的に言ったのがいやらしいわたしなんかは良く使っているのがコミュニティなのだけれども、それだけ人が集まって、いろいろな意味で、一緒に何時間か過ごすという。そこに必ず、知らなかった価値観というものに自分が気付くことが生まれてくるだろう。

(E 委員)

例えば、どこかのへんなおじさんに、女の子が誘拐されたとか新聞なんかに出ていますよね、ああいうものを見て、「ちょっと待てよ」と。あなたは結婚しているのかな？

(I 委員)

はい。

(E 委員)

例えば子どもさんがいた時に、「うちの子供が何々小学校に行っているのだけれども大丈夫なのか」と普通は思うよね。

(I 委員)

そうですね。

(E 委員)

そうすると、その通学路に何も対策が行われていなければ、これはやはり自治会として何か当番でもいいから、やらなくてはいけないのではないか繋がっていかない？そういうことは思わない？

(I 委員)

そこまで考えるというか、そうなれば、必ずしも何か解決できないかというところの視点で、すべてのものと向き合うということは難しいし、相当意識をしていないと。

(E委員)

自分がやることがあるかではなくて、そういうことを考えるかどうか。このままでは上手くいかないのではないのかなと思うかどうか。

(A委員)

思う人は当然、そういうことを見ていて、「ああ、ここは問題だな」と気付く、だと思っただけです。それで僕も実際問題として、地元で仕事をしていますから、なんやかんやといろいろ気付いたりもするのですが、では実際問題として、例えばそういったことを考える習慣を身に着けましょうという、範囲の話になってくると、これはこれで大変なのかなと思います。そういった意味で、例えば同じものを見ていても、「あっ、これはちょっと何とかしないと」というように思う人と、特に気付きもせずに流してしまっている感じの人というものはどうしても出てしまうということはあると思います。そういったときに、関心を持ってもらえるような取り組みが、果たしてできるのかなと漠然と考えると、あまりイメージが出にくいなというところも、正直なところとしては思います。それで実際問題として、例えば子どもが小学校に入っていれば、自分の子どもの通る通学路は滅茶苦茶、気になるわけです。しかし子どもができる前は、あまり気にならないのかなという。つまりどういうことが言いたいかという、僕なんかはシンプルに思うことは、関心を持ってと言うことは、なかなか難しいのですけれども、ある意味、ふと「これってどうなのだろう？」と思ったときに、その思いというものをどこかに出せないのかなみたいな。そういう仕組みを考えられたほうがいいのかと、今、漠然と考えたりもしました。地元にいると地元のことが意外とよく見えるわけなのですけれども、やはり自分のいる場所や、やっているところというところで、ふと、何かあったときに、それをどこかに持ち寄れないかな。

(D委員)

いいですか。それで多分、大和市かなにかで、最初、電子会議室というものを開きましたよね。ブログみたいなものを。そういう形というものはいいから、ツイッターではないけれども、つぶやきみたいに。それは市が責任を持ってそこにツイッターして、それをまず。ある種、担当がどこかはわからないけれども。市長の手紙と同じかも知れないけれども、それをすれば問題を共有化できるのです、見た人は。「なんとかかんとかできないかしら」とつぶやいていたら、担当課も「そうか、俺たちの問題だ」と思ったり、それから市民も共有していったりというような、そういう電子会議室みたいなものは大分前からあります。

(E委員)

先ほど言った、まちづくり協議会みたいな、地域の自治会のような発想をして、今、Aさんが言われたことを、自治会に持ち上げる。自治会がそれをまとめて、「ほかの自治会ではありませんか」みたいな形で、その協議会で何か検討をするというような、吸い上げ方があります。ですからそれは絶対に当事者にならないと問題意識は起こらないです。当事者性ということはそこだと思いのです。現場性とか。

(D委員)

済みません。もう一つ問題点として、例えば当事者性と同時に、後はタックスペイヤーとしてというか、そういう部分で、これはどうかはわかりませんが、おたかの森から江戸川台の駅の近くの500メートルの道路整備に9億円かかるのです。そういう情報って皆さんは意外に知らないのですよね。これは当事者性という部分とは別に、税金の使い方といったときに。

(E委員)

それは別次元の話だから。個人の政策の問題意識はどうかということがテーマだからそういう話をしたので。

(D委員)

それと当事者性はもちろんですし、それ以外のそういう参加のあり方としてのテーマとして。少しその当事者性から離れてみてはどうかと思いましたので、そういう形の問題点は常に当事者の問題だけではなくて。皆さんも住民税とか市民税をきちんと払っているわけですよね。そこで税金といったときに、そういうものが使われているときに「そんなものかな」と思えばそうですけれども、そういうことから考えれば、情報はどんどん発信していくとか。そこに当事者の部分もあるし、それから当事者として自分がそこにフィットする問題もあるだろうし、そうではなく、当事者ではなくても、タックスペイヤーみたいな市民としての問題というようなものもあるというようにとらえ方もあるのではないかと思うのです。その当事者性を否定するのではなく、両方あると思うのです。なかなか当事者性というものは、ある意味では、生活感を持たない若い人たちには凄く難しいものなのかなと思ったりもするのですけれども。

(C委員)

ですから、切実なニーズであれば、何か言うと思うのです。ですから、それでよいのではないですか。

(E 委員)

それでいいのだよ。

(委員長)

もう一度原点に戻りますけれども、先ほど、先生からお話があったように、市民参加ということは、市民参加やそれから政治というものは行政参加、あるいは議会参加だけではなく、コミュニティを含め市民自身での市民参加といますか、そういったものも非常に大事なものがあるというお話があったと思いますけれども。そういうことで市民参加については、時間的にそろそろ区切りをしたい。これは市民参加について言葉でどう表現するというより、イメージとして、「ああ、こういうことだ」ということで、大体掴めればよいと思うのですが。

特に I さん、F さん、市民参加ということは。

(I 委員)

今日、1 時間、お話をとっていただいて、非常にわかったという言い方もおかしな感じがするのですけれども、「ああ、そういうことが大切なのだな」というか。今後議論を深く進めていくにつれて、例えば問題発見のことや、そういったことができるような仕組みについて深く考えていくことの大切さはわかりましたので、ありがとうございました。

(委員長)

F さん、よろしいですか。ではこの市民参加ということについて、「市民参加の意義と必要性について」ということも大体、理解できたということでもよろしいですか。

それでは、「今後の論点及び部会編成について」というところに議論を移したいと思いますが、5 分ほど休憩を取りましょうか。今 48 分ですから 55 分からスタートしたいと思います。

(休憩)

(委員長)

時間になりましたので、再開したいと思います。

では、「今後の論点及び部会編成について」という議題に入りたいと思います。

(C委員)

先ほどの、先生のペーパーで、一つか二つ質問があるのですけれども。コミュニティ参加の、地域コミュニティの参加制度で前回のペーパーでは、コミュニティにおける審議決定と実行の制度設計というものが、大きな項目で入っていたのですが、これが抜けたのは、どこかにまとめられたのですか。

(関谷昇先生)

それは、かっこで。

(C委員)

住民と組織が入ったということですね。

(関谷昇先生)

分けているので、そこに含めていると。特に削ったという趣旨ではありません。

(C委員)

わかりました。

(D委員)

済みません。それに関連して。私は先生にもお伺いしていないのですけれども、「市民参加を組み込んだ適性さの維持および外部評価」。3ページ目ですね。これは基本条例の第33条だと思うのですが、それと同時に、32条の行政手続きというものは、そこは考えられないのでしょうか。行政手続きという条文がこちらのほうにあるのですけれども、それが、所謂、市民参加という形の部分で行政的部分も。少し考えていくということにならないのでしょうか。

(関谷昇先生)

そういうように考えるということは、もちろんできると思います。その場合は行政手続きということで、何を想定するかによると思うのですけれども。ですからここでは、別に触れていませんけれども、省いているということでは全然なくて。

(C委員)

後、この段階で、1回、全体像を見たいなということが、私の希望なのですけれども。どこかの市の提言書を見ると、選挙が重要な市民参加であると書いてあるのです。マニフェストをつけろとこちらが言うわけにはいけないのですけれども、選挙に関する項目というものは、このペーパーでいくと、行政参加と議会参加のなかで、首長と議員の選挙や各種の選挙とありますよね。そこで考えればいいのでしょうか。

(関谷昇先生)

基本的にそうです。そういう公式的な部分というものは、一応、前提の上で、それプラスという観点からこれはつくっていますので。

(C委員)

しかし、市民参加条例となると、やはりこの新しい分野で、そういう既存の、現行法規上の、例えば、首長の解職請求とかありますよね、そういうことも一応、考えたほうがよいということですね。

(関谷昇先生)

それは今の自治法上で全部決められていることですし、それは前提で。ですから、それとのかかわりをどうするかという議論は、もちろんあると思います。

(D委員)

それともう一ついいですか。この市民参加条例の論点整理の中で、もちろん、部会、ワークショップもコミュニティと行政に参加ということで。それでコミュニティというものが、ここで物凄く大きな割合というか。この参加条例の中でコミュニティがメインになるのかなと、私は読んだときに思ったのですけれども、やはりそういう形で、コミュニティをこれからどうしていこうかという部分が論点というか。メインの条例にしていこうという方向なのではないでしょうか。

(関谷昇先生)

方向というか、流山市の場合には、自治基本条例と議会基本条例があるのですから、それもまず前提になっているというわけです。それがなければ、また違う組み立て方ということが、もちろん考えられると思いますけれども。

それが一つあるということと、先ほどDさんがいらっしゃる前に、政治行政参加の部分と、それから非政治的なコミュニティという部分の、両方をまず区別しながら。もちろん論理上は繋がるわけですが、一応区別しないと逆にその混同ということが、かなりあちこちで見られますので、それを区別した上で、両方考えていく必要があるということが、先ほどお話ししたポイントなのです。ですから、どちらにウェイトを置いていくのかということは、議論の中で、もちろんあり得ると思います。もちろん、両方同じような形でということもありますし、どちらかにウェイトを置くということもあると思います。あるところでは、まずはコミュニティだけに特化してしまうところもありますし、逆に政治、行政参加のところにも特化してしまうところもあります。ですから私の提案としては、両方入れるということがよいのかなというように思います。もう一つのニュアンスとしては、私個人としては、コミュニティベースで。先ほど何が問題なのかということにも気付いていないというような問題もあるので、その裾野というか、一番底の部分から盛り上げていく。逆にそれないと、本当の意味での政治行政参加ということに繋がらないので、そういう裾野の部分からどうすくい上げて、参加というものを、いろいろな角度から考えていけるかどうか。そういう意味で印象としてコミュニティのほうのウェイトが高いというように、お感じになったのかもしれませんが、そういう思いは確かにあります。もちろんそれだけでよいという話ではありません。

(E委員)

私は、今の話なのですが、こういう解釈をしています。間違いがありましたらご指摘ください。この市民参加というものが、市民と行政が一緒になって、住みよい、素晴らしいまちをつくらうという理念になると思うのです。そうすると、ここで先生の言うコミュニティのほうは、その市民のほうの参加意欲であるとか、参加しやすいであるとか、意見が吸収しやすいであるとかという、そちらのほうの部分であって。それから今度はそれを受けた、2番目の「行政プロセスへの参加手法と行政への制度的保障」のほうは、市のほうで語るとか。今回の問題の当事者は二つあるわけですから、その両方を一緒に、同時に同じくらいのウェイトでやっていくべきなのだということが、先生の御意見ではないのかという理解でよいですか。

(関谷昇先生)

はい。

(C委員)

私はまちづくりという観点から行けば、コミュニティの部分もあるし、それから行政、議会の部分もあるからこれでよいと思うのです。ただ、この内容を見ると、どちらかというところ議会や行政参加が大変かと。内容的に豊かなという印象は持ちましたけれども。

(E委員)

ですから、その政治のほうの中に、議会まで入れるかどうかという議論があるか。

(C委員)

そうです。

(委員長)

その話題も含め、私も一つ思ったのですけれども、これは先生の提案であって、これを受けてどうするかは、我々が決めることですから。

(C委員)

ただ、二元代表制からいくと、議会のことも触れておいたほうがいいかなということが、私の意見です。

(D委員)

今回、先生がここで付け加えてくださったから。私はそれが妥当かなと、凄く思ったのですが。

(E委員)

私も議会は入れたほうがよいと思います。

(委員長)

是非、それは今度、政治部会のほうで、その議会をどうするかということ、検討いただければよいかと思います。

(C委員)

後、先ほど先生は、最初の議論はコミュニティと、議会と行政を分けますと。共同する部分が出てくると思うのですけれども。オーバーラップする部分。その調整はどこかでしないといけないのかなと。



(関谷昇先生)

それが可能になるような環境や仕組みを、整えられるかということなのですよね。

(C委員)

後、先生のペーパーで、市長さんが生活を実感できる地域参加条例ということをおっしゃっていますよね。それはこの中でいう1番の「日常生活における参加」というところで考えてよいのですか。

(関谷昇先生)

よいと思います。市長がどこまでお考えになっているか、ちょっと存じ上げませんが。ただ、そういう点での繋がりがあります。

(委員長)

ブランドゥーチェックの話が出て、その前のプランの企画の前の、掘り起こしからの参加という話のところに、非常にこの話は繋がっているのだと思います。

(E委員)

問題提起はね。

(委員長)

はい。問題提起というところで。

(C委員)

先ほど言いました、私がこのペーパーでちょっと抜けているなという、環境づくり、人の問題だとか、金の問題だとかを論点に含めておいてもらえたほうが。

(関谷昇先生)

私の理解ですと、むしろそれを可能にするために、これがあるというイメージなのです。ですから論点の一つというよりも、まさにそういう人、金、モノ、いろいろなものが、まさに資源直観的に機能して、それが我々の生活に生きたりであるとか、あるいは問題解決に資するような。そういうものをつくり出していくために、この条例があるというイメージですから、むしろ

それは大前提という形です。

(委員長)

今日は、この二つにつけて、二つの班に分かれていただくことを、決めたいと思います。それで二つの班には、必ずどちらかの班に手を挙げていただきますが、その後、実際はほかの班に自由に参加して構わないということで、進めたいと思います。ですから自分のそのベースとなるのはどちらの班だということで、決めていただきたいと思います。

(C委員)

先生は両方に出ていただけますか。

(関谷昇先生)

可能な範囲で出席させていただければ。

(C委員)

では、論点を絞って先生に。

(委員長)

では、皆さん、覚悟は決まっていますでしょうか。

それでは、コミュニティ部会に参加しようという方は挙手お願いします。

G・F・C・H・Bの5名

では行政、議会部会。

D・I・E・J・Aの5名

ではこの部会でやりたいと思いますが、この部会でそれぞれ、部会長を決めてください。

では、皆さんが揃っている段階で今後のスケジュールについて、先ほど狼さんから質問したいということがありましたけれども、スケジュールの質問が出た後、時間がまだありますので、30分足らずではありますが、ちょっと部会で分かれて、部会で話をさせていただくということにしようと思います。

(C委員)

いいですか。質問が三つあるのですけれども。

まず、アウトプットのレベルをどこに求めるか。要するに細かい条例まではいかないと思うのですけれども、やはり文章で提言書を出すということが。キーワードだけではなく。文章で網羅的に出すというレベルかなと思ったのです。このアウトプットのレベルによって、部会の討議時間が全部決まると思うので、そこをどうするのかということが一つ。

それから、「議会との意見交換」は8月、9月にやるのですけれども、行政との意見交換というものも、私はいるのではないかと思うのですけれども。

それから、ここの「全体に関わる論点の確認」といものは、何を示すのかいまいちわからなかったのです。それが具体的に何を指しているのか。要するに部会以外の、例えば条例に必要な項目は、ほかにいろいろあります。その話をするのか。

(委員長)

両部会もありますし、その両部会のものだけではなくて、いろいろ論点が発生してくると思います。

(C委員)

この全体の論点というものが、具体的に何を示すのか、いまいちわからなかったのです。

(D委員)

でも1回やってみて、それでお互いに報告しあうわけではないですか。そこでやってみたら、もう少し明確に話し合うことが、次回、次回というように出てくるのではないのかな。そうやってみたほうがいいかもしれませんよね。

(C委員)

それでもよいのですけれども。

(E委員)

多分、やってみると、Cさんが言われたみたいに、これは両部会に共通項であるとか、あるいは両部会の上に冠として乗っかるものみたいな、区分けが出てくると思うのです。ですから、そういうことについてだというように、私は想定したのですけれども。

(J 委員)

コンフリクトすることはないですかね。

(D 委員)

それはあるかもしれない。それはそれでいいし、やりながら次の論点を。

(J 委員)

ですから全体にかかわる論点もあってもよいのではないかと。

(C 委員)

恐らく、定義とかも書かなくてはいけないと思うのです。そういう定義の問題とか。

(D 委員)

「議会との意見交換」というものは、1 番、終えた段階で出して、後で意見交換するのですか。

(C 委員)

これはまだ案だから。

(D 委員)

とうことは、むしろ「いかがでございますか」という意見も聞くということですか。意見交換というより。私たちは意見を出してしまった後なのですよ。

(C 委員)

ですから、条例案ができた後ですよ。

(D 委員)

後で、私たちが承つてもしょうがない。それはどこが意見交換するのですか。「議会との意見交換」は 8 月～9 月とかいてあるけれども。

(C 委員)

これは行政ですかね。ここの書き方だったならば。

(D委員)

ではないですか。この会と違いますよね。要するに会はここで終わるのでしょ？7月末の「提言書提出」ということで。

(C委員)

いや。その後、9月18日とかまだあるから。

(D委員)

それは議会の意見を貰って、条例案ですから案をここで提案するわけではないでしょ？そのへんよくわからないのですが。

(C委員)

条例案ではないですよ。

(J委員)

起草は市でやるわけでしょ？

(D委員)

市のほうですから。そうすると「議会との意見交換」というものは誰が関わるのかということと、後は、「市民参加条例（案）をめぐる討議・確認・修正作業」というものは、ここで策定委員会がするわけですか。

(委員長)

この議会との問題、非常に微妙な問題も含まれていますから、では事務局が誰がということではなく。少し根回し的に打診してみます。その中で今後、議会とどういうようにしていったらよいかという相談もしてみますので、その結果は後ほど、私のほうから報告させていただきます。

(C委員)

ですからこれは流動的に考えておいて、先ほどの議会と行政の参加の問題で、議会を外すとか、外さないとかという議論もあるから、部会で揉んで貰って、必要ならやるということで、とりあえず今日の段階はとどめておいたほうがよいのではないですか。

(委員長)

まさに政治の世界ですから、窓口を間違えるとできるものもできないとい

うこともありますから。

(D委員)

しかしそれはおかしいと思います。市民として自立した市民検討委員会ですから、議会で一定程度の協議をしていくというように、お互いにわかり合うことは必要ですけれども、政治の問題ですからそれはというような考え方は、少し違うかなと思います。

(委員長)

いや、これは結果にきちんと出したいということであれば、そういう妥協も必要だろうということです。

(D委員)

いや、最初から妥協ありきということは、考えなくてもよいのではないですかということです。意見を聞くことは結構ですけれども、最初から妥協して、政治の世界だからと…

(委員長)

いや、駄目もとでよいということであれば、それは正面からぶつかってなんら構わないですよ。

(D委員)

最初から駄目もととか、最初から妥協するとか、そういう話ではなくて、「今、こういうことをやっています」ということに理解を求めることは、必要だと思えますけれども。

(委員長)

では、Dさん、それをやっていただけますか。

(D委員)

いや、そういう話ではないではないですか。

(委員長)

いや、ここで今、その方法が全然見えないから、とりあえず私がそういう方法でやりましょうかという話をしたわけですから。それを否定されるのだ

ったならば、やっていただければということです。

(D委員)

済みません。最初から妥協ありきだとか、最初から根回しということより、お互いに理解をしていこうということなら、わかりますけれども、政治の世界ですから、最初から妥協するとか、駄目もととかというような考え方自体に、私はちょっと理解できないかなと思うのです。

(委員長)

ですから、そういうことでしたら、やっていただくというお話です。

(D委員)

ちょっと待ってください。皆さんがそういうように考えているかどうかというところもお聞きしたいです。最初から妥協ありきだとか、駄目もとなら、ストレートにぶつかっていくかというような考え方を。検討委員会のあり方みたいなものを、やはりちょっと考えて。

(委員長)

ですから、これを進めるにあたって、どうしたらよいかという具体案を出してください。

(J委員)

まだ、このやり方について、今ここで初めて出たばかりですから。私は委員長が言われている流動的な部分で、今、言われたのだという考え方。それからDさんが言われている問題意識ということもわかりますけれども。ここで今、詰め合う話ではないと思います。はっきり言って。まだ、出たばかりの話ですから。委員長の、ある意味では、運営なら運営の一つの考え方の中でもって、僕はお任せしていいのではないかと思います。今の話しはここで今、白黒つけるところまでの深みはないと思います。

(A委員)

私が感じているニュアンスというものは、市議会議員さんをどこまでかわらせてよいのかなという、程度のところを考えなくてはならないのかなという認識があつて。ある意味、ざっくばらんに意見交換ができればよいのかなという感覚でとらえていたのですけれども。

(D委員)

私もそのレベルですので、駄目もとや妥協という言葉も、まだ何もないうちから、お使いにならないほうがよいのではないかというような、もっとニュートラル姿勢であったほうがよいと、わたしは思っているわけです。

(A委員)

わかります。そういう意味では、例えばタイミングのこととか。

(D委員)

それはもちろんそうです。

(A委員)

後は、それからどういうような会を持てるか。そういったことに関しては、そこらへんは一旦、預からせてとといった話。そういう認識でとらえておいてほしいのです。

(J委員)

ただ、意見交換というものは、相手があってできるわけですから。それは我々のほうから申し込んだって向こうがいやと言え、できないのですから。ですからそれはわからないから、このことで今この場で白黒つけることはやめましょうと。

(A委員)

そういう意味では、一部、表現に不思議な部分があったのかもしれないのですけれども、多分そのへんの認識は共通していると思うので、一旦預からせてということは、そういう意味ですから、大丈夫です。

(E委員)

ただ、ちょっと意見なのですが、議会の、誰に、どこに話すのか。という問題がありますよね。

(D委員)

議長さんだと思うのですけれども。

(E委員)



ですから、それもあるし、各党派から何人か集まって、プロジェクト何とかというところで説明するという手もあるし。議長とは限らない。それからそこから出た意見を、取り込むのか取り込まないのか。どの程度取り込むのか。よい意見は取り組むのか。悪い意見なら取り込まないのか。そのよい、悪いはどこで誰が判断するのか、みたいなことはあります。

(A委員)

そうですね。そのところは本当にデリケートだと思います。

(E委員)

意外と簡単なようで、ブラストウォーキングわーわーがやがや、会社でやっているようなことで、そこで結論が出なくても、参考までに聞いておきましょうという程度であっても、ちょっと審議会のほうとしては、「これはあの時ちゃんと言ったじゃないか」みたいなことにもなりかねないし。非常に委員長がおっしゃるように、政治的な難しさがあります。

(A委員)

そういったニュアンスです。そのところは本当に知っておかないといけないと思う。ですから、それと併せて行政、各部局の人とお話できればと確かに思います。

(E委員)

これを聞いてしまうと、入れない訳にはいけないような感じもするし。そうかと言って、変な意見を断るというのも難しいだろうし。

(D委員)

ただ、ここはオープンな場ですから、むしろ議員さんそれぞれに傍聴していただくということ。私は傍聴のお声をかけていったほうがよいのかなと凄く思うのですけれども。

(E委員)

傍聴ならいいのだけれども、意見交換という形だから。そうすると「あの時、言ったじゃないか」とか。

(D委員)

それも含めて考えたほうがよい。

(A委員)

まずは、そういったことを考えたいから流動的だと表現になったのです。使っている言葉のちょっとした違いだけで、考えていることは共通していると思います。

(C委員)

ですから、あまり遅い段階で、固まった段階で話すより、もっと早い段階で必要があれば意見交換して。議会の認識と我々の認識とまったく違っていたら、後で変なことを言われる可能性があるから、私は早いほうがよいのではないかと思う。

(E委員)

これは、最終的には、議会討論を通らなくては。

(J委員)

ですからそれも含めて、部会のところの運営の中でのほうがいのではないですか。

(委員長)

では、部会でそれは考えるということで、お任せしてよろしいですね。

では、このスケジュールについて、これは提案なのですけれども、アウトプットのレベルということは、この間、何人かにいろいろざっくばらんにプライベートで話を聞きたいというときに出たのですけれども、結局自分たちが考えることは、この自治基本条例でいくと、この条例のところではなくて、この解説の部分のところを、自分でいろいろ沢山書いて出すという考え方で、よいでしょうかということです。この話がありまして、これは非常にわかりやすいと私も理解したのですが、皆さんいかがでしょうか。

(E委員)

その代わり、その中に含まれていることを、きちんと文章で表現すると。

(委員長)

そうです。それは逆に言うと、我々ではなくてお任せするというような形で、考えたいと思いますけれども。

解説の部分、こういったことを自分たちは要望したいとか要綱したいと、

ここを沢山出すことによってこの内容が見えてくる。

(D委員)

ですから、趣旨説明ですよね。そこをきちんと書けば、それを情報化してくださるということですね。

(委員長)

そういうことです。

(C委員)

解説って、条文があつて解説ですよね。

(D委員)

いや、解説というから、おかしくなるので。

(A委員)

結果的に、解説とこちらとして提供する内容が似通ってくるという認識でいけばよいのかなと思います。

(D委員)

行政側の解説です。こちらはこういう趣旨説明をして、こういう条文をつくってくださいということではないですか。

(C委員)

まず、項目を上げて、それに対して肉付けをしていくということ？

(J委員)

そういうことです。括弧書きですよ。括弧書きをつくって、その解説をいれて置けば。条文そのものは市に任せばよい。

(E委員)

それについては、9月18日に「確認と修正作業」ということがあるわけですから。そこで出てきた草案に対して、何か問題があればそこで修正をお願いするという時間もアクションもとれるから、よいのではないですか。

(C委員)

後、先ほど、ちらっと話した、あくまでも条例の対象を考えるのであって。恐らく施行規則であるとか、そういう細かい点まで言及するかですよね。それとも、そんなことは関係なく、全部出して後は分けてくれと。

(D委員)

それでよいのではないですか。例えば趣旨説明や細かいポイントも入るかもしれないけれども、それは規則でいきましょうということになるから、それは行政が分ける話で。できればかなり細かく書いたほうが、趣旨も拡大解釈ということもなく、きちんと条文化して、施行規則もいくという形になるのだと思います。

(C委員)

私の個人的な見解は、条例は議会を通すから、規則は少なく、できるだけ沢山条例に入れたいという希望はあります。

(D委員)

それはそうです。ただ、それはここの委員会より行政と議会との関係性のほうが多分、条文作成にあたっては凄く大きなものだと。

(委員長)

Cさん、今は仮定の話をするのではなくて、とにかく沢山出せるだけ出して、その上で作るというように…。

(D委員)

先生にどこまで出すか、指摘してもらえればよいですし。それも部会と検討委員会の中でやってみれば。

(I委員)

後、済みません。アウトプットの方法ですが、後から話し合うのかもしれないのですけれども、分けた部会の中で、書記みたいなものを取って、どこかに提出するのか。それとも部会の中でも同じように、きちんと時間を決めて議事録も取ってやって、それを事務局のほうでまとめていただくとか。そういうやりかたなのですか。

(委員長)

部会のあれまで速記でやるかどうかですね。

(C委員)

部会には、各事務局の方は手分けして入るのですね。

(E委員)

入ってもらわないと、我々ではまとめきれない。

(D委員)

ここまでして、前段階できちんと報告しあうということは、部会でかなりまとめないと。

(E委員)

ある程度、部会でも結論は出して、あるいは併記するなら併記するとか。要するに結論を出して、それを全体会議でオープンするというようにしないといけない訳ですから。我々が意見を言って、大体決まった線のところで、それを事務局にまとめていただいて。

(委員長)

ただ、現実問題からしますと、それを全部、テープに録って書き起こしてということになると時間的に無理。

(J委員)

頻度の問題を考えると無理です。

(C委員)

各部会で最後にまとめて。

(委員長)

それでよろしいですね。

それでは8時半になりましたので、後、15分間、各部会でちょっと話をさせていただいて、今後のスケジュールであるとか、まずは座長さんを決めていただく。そして今後の打ち合わせを決めていただく。もし、そこでまとまらないときは、次回の打ち合わせのスケジュールを、決めていただくということで。短い時間ですけれども、各グループでお話をお願いします。それで

は人数が少ない方が、移動しましょう。

(話し合い)

(委員長)

それでは、それぞれの座長さんから、スケジュールなど決まったことをお話しください。

(E委員)

それでは、行政班は、わたくしが僭越ながら座長を押しつけられました。第一回は、4月の2日、金曜日、18:30分から20:45まで市役所で。やはり、21時までで。

(委員長)

参加したい人は、突然でもよろしいでしょうか

(E委員)

それはお互いに自由で。

(C委員)

コミュニティ参加部会は不肖、私が座長を拝命いたしましたので。3日の土曜日、1時半からこの第一会議室で。一応、先生の論点がありますので、それとコミュニティ審議会の答申がありますので、それと対比させて資料をつくってくる予定です。以上です。

(委員長)

これはできましたら、事務局のほうに出欠の連絡をしていただいたほうが。資料を用意するケースがありますから、原則は事務局のほうに連絡いただくということをお願いします。

(E委員)

それから委員長、先ほどの議論の中で、一つ気付いたのですけれども、この二つの部会にかかわらず、先ほどCさんが言った文言の定義や全体にかかわる基本的な理念や考え方、そういう冠的なものや共通的にかぶるものというものがありますよね。それはまた別の形で、全体会議で取り上げて？

(委員長)

それはもう少し後で。進む中でそのあたりを。

(C委員)

総会でおっしゃる、起草部会的な何かがあるのかなという気がしますけれども。

(E委員)

ですから、各部会でもそういう「あ、これは共通項だな」みたいな事項が出てくると思います。それはそれでペンディングしておいて、全体会議で検討するというように持ち越しますので、これでよろしいですか。

(委員長)

はい。では先生。

(関谷昇先生)

私のほうからは特に。今日のところは。とにかく体制が整いましたので活発な議論を共有していければよいかなというように思います。

当然いろいろな論点も出てくると思いますし、議論の対立も、もしかしたら出てくるかもしれませんが、そのへんは、交通整理をしながらやっていければいいのかなというように思います。

一つ、先ほど、Cさんがおっしゃっていた行政の方との対話の場と申しますか、それは事務局のほうにもお考えいただいて、なるべく多くの課の方々と議論できるような。実際この条例というものは、先ほどEさんがおっしゃっていたように、実行可能なものでなければだめですから。やはりこういう部分は、今の行政だとどうなっているのかということ、確認しながら、進めていく部分もあったほうがいいと思いますので、この全体会合のときにでもいいですし、あるいは、別の機会を設けるといったことでもいいと思いますけれども、それも少し加味しながら今後のスケジュールを組んでいくのがいいのかなと思います。

後、最後に、アウトプットをどうするのかということは、大体、先ほど出ていたようなイメージでよいと思うのですが、提言書の文面は要するに文章化。条文化の作業がありますが、その前にこの委員会としての提言書をどう文章化していくのかという部分は、イメージ的には、皆さんが分担して書かれるというイメージか、それとも、あくまでも考え方を事務局や何なりに文章化してもらおうということ、考えています。

(C委員)

私のイメージは、起草部会みたいなものをつくって、そこで文章化したほうがよいのかなと思います。

(関谷昇先生)

この提言書の文面化ということは、そのほうがよいのかなというように思います。それは追々、考えていければよいのかなと思います。

(C委員)

済みません。ちょっと今、思い出したのですけれども、そこかに視察に行くといった話がありましたよね。それは各部会で独立して要求してよいものなのか。やはりそれは全体会議で調節するのですか。

(D委員)

ちょっと時間的に無理なのかなという気がしますよね。

(C委員)

では、それは次の機会に。

(委員長)

予算のこともありますので、事務局と相談して、また提案したいと思いません。

最後に、オブザーバーの方、30秒くらいの短い時間ではありますけれども、何か。

(傍聴者〇〇さん)

ありがとうございます。私は2回目以降出ているのですけれども。非常に皆さん、御熱心だなという気がします。ずっと自治基本条例にかかわってきた者の一人でございますので、そのいかに実効を有らしめるという観点から、この市民参加条例は非常に大きなウェイトを占める条例として見ておりますので、引き続き、努力させていただきたいと。傍聴について私はこの10年、流山市議会や委員会、あるいはEさんがやっておられた、行財政改革審議会を自分の興味に応じて、傍聴しておるのですけれども、やはり先生や皆さんの、いかに市民参加のインフラをつくっていくのかという議論が非常に盛んに出ているのが、非常にありがたいと思っているのですけれども、と



申しますのは傍聴も、行ったら困るという感じがどうしても聞こえるのですね。例えばコミュニティ課のこの検討委員会のネットに傍聴可と書いてあるのですね。僕から言うと、そうではないだろうと、傍聴に来てくださいと。そういう意味でも、他の審議会でもそうだと思うのですけれども、インフラの一つとして行政側の各部会も本当に、心から市民参加を求めているのだということを、この条例で具現化してもらえたらよいなという、一つの淡い期待も持っています。感想で申し訳ございません。

(委員長)

いえ、わかりました。ありがとうございます。

(傍聴者△△さん)

△と申します。皆さんの御熱心な議論を聞いて、大変感心しております。〇〇さんと同じですけれども、これはあくまで自治基本条例の下に市民参加条例が始まっているという、その自治基本条例の意味合いを皆さんに是非、よく理解していただいて今後、よい議論をしていただけたらと思います。

それから一つ、僕は議会をよく傍聴するのですけれども、議会に対する市民参加ということも、何とか考えていただけないかなというところは、僕からの要望というかお願いです。以上です。ありがとうございました。

(委員長)

はい。どうもありがとうございました。それでは今日は、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

(閉会)